

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 電気料金の特別措置の適用（支払期日を最大5か月間延長）

2020年12月21日
北陸電力株式会社

新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまには、心よりお見舞い申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、当社は電気料金の特別措置を講じておりますが（3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日、11月18日お知らせ済）、このたび、下記のとおり特別措置を適用することといたしました。

記

1. 対象お客さま

＜次のいずれかに該当する場合＞

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含む）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合
- ・お客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合

2. 特別措置の内容

電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を、以下のとおり延長します。

料金支払期日延長 の対象	今回の 延長期間	前回までの 延長期間
2020年3月分～8月分	5か月間	5か月間
2020年9月分	5か月間	4か月間
2020年10月分	4か月間	3か月間
2020年11月分	3か月間	2か月間
2020年12月分	2か月間	1か月間
2021年1月分	1か月間	—

※支払義務発生日（検針日）が2020年3月19日以降となるものに限ります。

3. お問い合わせ先

北陸電力株式会社

お客さまサービスセンター（フリーダイヤル 0120-540321）

※受付時間 9時～19時（日曜・祝日・年末年始を除く）

以 上